

<西日本高速道路株式会社関西支社からのお知らせ>

不正通行対策を強化しています～特に9月は不正通行対策強化月間です～

■有料道路事業は、道路をご利用されるすべてのお客様に通行料金をご負担いただくことで成り立っています。このため当社では、『**不正通行は許さない**』という姿勢で不正対策に取り組んでいます。

■当社では、不正通行者を特定するためのカメラ・不正通行を防止するための開閉バーの設置、不正通行を扱う専門チーム「不正通行調査隊」による、不正通行が疑われる走行データの分析・実態把握のための調査ならびに警察への通報を行っています。

■9月は『不正通行対策強化月間』とし、不正通行撲滅に向け取締りの強化を行います。

◇不正通行の摘発事例◇

年月	事例	内容	処分及び当社の対応
平成26年 9月	ETCレーン強行 突破者の逮捕	兵庫県警は、中国自動車道神戸三田料金所において通行料金を支払うことなく強行突破した者を道路整備特別措置法違反の容疑で逮捕しました。	罰金20万円 不法に免れた料金の3倍に相当する額を請求
平成27年 4月	不正通行者の認定	名神高速道路(京都南料金所)他において、出口IC流出の際に入口ICを虚偽申告し、本来支払うべき区間の通行料金の一部を免れていた者を不正通行者と認定しました。	不法に免れた料金の3倍に相当する額を請求 大口多頻度割引利用者のため割引停止及び警告処分
平成27年 5月	不正通行者の認定	中国自動車道(中国吹田料金所)他において、出口IC流出の際に入口ICを虚偽申告し、本来支払うべき区間の通行料金の一部を免れていた者を不正通行者と認定しました。	不法に免れた料金の3倍に相当する額を請求 大口多頻度割引利用者のため割引停止及び警告処分

※上記以外の摘発状況は弊社HP(<http://www.w-nexco.co.jp/>)に掲載しています。

【ホーム > 事業案内 > 保全・サービス事業 > 不正通行対策】

◇ETCコーポレートカードご利用者の皆さまへのお願い◇

■不正通行に対しては、ETCコーポレートカード利用約款により、割引停止・利用停止などのペナルティ措置が適用されます。

■ETCレーンには十分な車間距離をとって、必ず時速20km以下で進入し、徐行して通行して下さい。

■ETCカード挿入忘れなどにより、万が一開閉バーを突破して通行してしまった場合は、必ず料金所または道路会社にお申出いただきますよう、お願ひします。

■お問い合わせいただく際には、ご利用のETCカードをお手元にご用意いただき、ご利用区間、日時、車両番号などをお申し出ください。
NEXCO西日本お客様センター
【年中無休/24時間】
最近、電話のお掛け間違いが大変多くなっています。電話番号をよくお確かめのうえ、お掛けください。

ケルマでおでかけ 24時間 ハローさん

*フリーダイヤルがご利用できないお客様へ。

06-6876-9031

(通話料は有料になります。なお、
上記、左記以外の電話番号はありません。)

0120-924863